

中間前金払制度 Q & A

Q1. 中間前金払制度とはどのようなものですか？

A1. 現在北見市では、請負代金額が500万円以上の建設工事においては、契約当初に請負代金額の4割以内の前払金の支払を行っておりますが、工期が2分の1を経過した後、規定の要件を満たせば請負代金額の2割以内の前払金をさらに追加して支払うことができる制度です。

Q2. 中間前金払の対象となる工事はどのようなものですか？

A2. 北見市における中間前金払の対象工事は、請負代金額が500万円以上で工期が90日以上の建設工事です。

Q3. 中間前金払の支払い対象となる要件はどのようなものですか？

A3. 下記に掲げる要件を全て満たしていることが条件となります。

- ① 請負代金額が500万円以上で、かつ工期が90日以上であること。
- ② 中間前金払の申請前に、既に前金払(請負代金額の4割以内)の支払いを受けていること。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ⑤ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q4. 支払いを受けるための出来高検査は必要ですか？

A4. 部分払と違い現場における出来高検査は必要ありません。検査に必要な書類の作成や、検査による現場の停止もありません。書類審査のみで支払が可能です。

Q5. 支払いを受けるための事務の流れはどのような形ですか？

A5. 事務の流れは、以下の通りとなります。

① 中間前金払の認定請求

受注者は、A3に掲げる要件を全て満たしたのち、中間前金払を請求します。

「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を工事担当課(工事監督員)に提出してください。

② 書類等審査

提出された書類等は、工事担当課(工事監督員)において要件を満たしているか審査を行い、満たしていた場合は、契約担当課へ書類が引き継がれます。

③ 中間前金払の認定

工事担当課(工事監督員)において審査され、要件を満たしていた場合は、契約担当課から認定に関する「中間前金払認定通知書」により受注者へ通知します。

④ 中間前金払の申請

契約担当課より認定通知を受けた受注者は、保証事業会社より発行された「中間前金払保証証書」、「中間前金払申請書」、「市への中間前金払請求書」の3点を工事担当課(工事監督員)へ提出してください。

⑤ 中間前金払の支払い

受注者より提出された書類等を元に、支払いを行います。

Q6. 中間前金払の申請から認定までや請求から支払までの期間に定めはありますか？

A6. 中間前金払認定請求書(様式第2号)が提出されたときは、上記A3の要件を満たしているか否かを原則7日以内(工事規模、繁忙期等の事情により認定に時間を要する場合があります。)に調査し、その結果を受注者へ通知いたします。

その後、保証事業会社の中間前払金保証証書を添付し、中間前払金の請求書を提出した後、請求を受けた日から原則14日以内に支払います。

Q7. 変更後の請負代金額が500万円を超えた場合は、支払いを受けることは可能ですか？

A7. 当初契約時の請負代金額が500万円未満であった工事については、その後増額の変更契約により請負代金額が500万円以上となっても、中間前払金の対象となりません。

逆に、当初契約時の請負代金額が500万円以上の工事については、その後減額の変更契約により請負代金額が500万円未満になった場合でも、中間前金払の対象となります。

Q8. 当初の工程表より遅れていますが、支払いを受けることは可能ですか？

A8. A3に掲げる要件を全て満たしていれば、中間前金払の請求は可能です。

Q9. 変更契約により工期延長となった場合、工期の2分の1の考え方はどうなりますか？

A9. 変更契約後の工期(延長後の工期)の2分の1となります。

Q10. 中間前金払と部分払の関係性はどうなりますか？

A10. 部分払が認められている工事のみ中間前金払と部分払の選択制とし、契約締結時に中間前金払・部分払選択届(様式第1号)により受注者に選択してもらいます。

選択後は、変更できません。

また、部分払が認められていない工事については、中間前金払のみの適用となります。中間前金払と部分払の併用は認めておりませんが、債務負担行為等の2年以上にわたる契約においては、各会計年度の年割額の範囲内で、当該会計年度末の出来高部分に応じて部分払をすることができます。

Q11. 請負代金額が変更(増・減額)された場合の中間前払金はどうなりますか？

A11. 中間前金払の割合は、請負代金額の2割以内で、当初の前払金額と合わせて請負代金額の6割を超えない額としております。

①増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済前払金額>変更後の請負代金額×20%」となるため、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金額となります。

(例) 請負代金額 1,000万円 増額変更200万円 前払金 400万円
 $12,000,000円 \times 60\% - 4,000,000円 > 12,000,000円 \times 20\%$
(3,200,000円 > 2,400,000円)
→ 中間前払金請求可能額 2,400,000円

②減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済前払金額<変更後の請負代金額×20%」となるため、「変更後の請負代金額×60%－受領済前払金額」が中間前払金額となります。

(例) 請負代金額 1,000万円 減額変更200万円 前払金 400万円
 $8,000,000円 \times 60\% - 4,000,000円 < 8,000,000円 \times 20\%$
(800,000円 < 1,600,000円)
→ 中間前払金請求可能額 800,000円